

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	遠賀町
4. 届出番号	17
5. 独自利用事務の事例番号	67-6
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.onga.lg.jp/kurashi/mynumber/mynumber01.html

執行機関名 遠賀町長

心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	遠賀町心身障害者扶養共済制度補助金交付条例(昭和52年条例第11号)による補助金の交付申請に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		遠賀町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第19の項 遠賀町心身障害者扶養共済制度補助金交付条例(昭和52年条例第11号)による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第一条	遠賀町心身障害者扶養共済制度補助金交付条例(昭和52年条例第11号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、福岡県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年福岡県条例第21号)第5条の規定により加入している保護者(以下「加入者」という。)のうち、経済的に困難な世帯に対し、掛金の補助をすることにより心身障害者の福祉の増進と生活の安定を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		遠賀町心身障害者扶養共済制度補助金交付条例(昭和52年条例第11号)